

令和6年5月13日

# 令和6年第2回中津川市議会(臨時会) 提出予定議案

令和6年第2回中津川市議会(臨時会)に、報告1件、人事1件、補正予算1件、合計3件の議案を追加提出します。

### (報告)

#### 1、専決処分の承認を求めることについて

- 3月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。
- ・中津川市税条例の一部改正について(専第2号)
  - ①令和6年能登半島地震災害に係る個人市民税の雑損控除額等の特例 令和6年度以後の年度分の個人市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除に令 和6年能登半島地震災害で受けた損失の金額を反映できるようにする。
  - ②個人住民税の定額減税
    - 賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための 一時的な措置として令和6年度分個人住民税の減税を実施。
  - ③土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続 評価替えに際して、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を図るため、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
  - ④地方税法の改正に伴う項ずれ等の改正
  - ・施行期日 令和6年4月1日 (①については、令和6年2月21日から適用)
- ・中津川市都市計画税条例の一部改正について(専第3号)
  - ①土地に係る都市計画税の負担調整措置の継続 評価替えに際して、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を図るため、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
  - ②地方税法の改正に伴う項ずれ等の改正
  - ・施行期日 令和6年4月1日

- ・中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部 改正について(専第4号)
  - ・国は、地域再生法に基づき、地方への人の流れを生み出すため、本社機能の地方移転や地方 において拡充を行う事業者に対して課税の特例等を講ずる地方拠点強化税制を措置してい る。

地方拠点強化税制の適用期限が2年間延長されることに伴い、改正する。

- ・改正の内容 適用期限を「令和6年3月31日まで」から「令和8年3月31日まで」に延長する。
- •施行期日 令和6年4月1日
- ・中津川市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除 に関する条例の一部改正について(専第5号)
  - ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一 課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、課税免除又は不均一 課税に伴う減収補塡制度における適用期限が「令和6年3月31日」から「令和9年3月3 1日」に延長されたことに伴い、改正する。
  - ・改正の主な内容 適用期限を「令和6年3月31日まで」から「令和9年3月31日まで」に延長する。
  - ・施行期日 令和6年4月1日

## (人事)

1、中津川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者 氏名 古田 正 (新任)

#### (補正予算)

1 令和6年度中津川市一般会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者:内木 電話:0573-66-1111 (内線441)